⑶　株式を目的とする質権に係る更生担保権

①　別表11－３「存続する担保権一覧表（株式を目的とする質権に係る更生担保権）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の被担保債権の限度で存続する。

②　別表11－３「存続する担保権一覧表（株式を目的とする質権に係る更生担保権）」記載の担保権は、管財人が、担保権の放棄を受けたとき、第２章第２節の定めに従い更生担保権額を弁済（代物弁済を含む）したとき、または、当該担保権の目的を売却することについて裁判所の許可を得たときに消滅し、この場合、当該担保権者は、直ちに、当該担保権の目的物を管財人または管財人から当該担保権の目的たる株式を特定承継した者に対し、上場株式については「社債､株式等の振替に関する法律」等の法令に従い、担保権の消滅及び特定承継のために必要な手続を行わなければならない。また非上場株式につき、株券が発行されている場合には当該株券の引き渡し及び担保権の消滅に必要な手続を行わなければならない。非上場株式につき、株券が発行されていない場合には、法令ないし当該株式の発行会社における規則等に従い、担保権の消滅及び特定承継のために必要な手続を行わなければならない。

⑷　預金返還請求権を目的とする担保権

①　別表11－４「存続する担保権一覧表（他の担保権から変換された預金質権に係る更生担保権）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の被担保債権の限度で存続する。

②　管財人は、別表11－４「存続する担保権一覧表（他の担保権から変換された預金質権に係る更生担保権）」記載の預金に質権を有する担保権者に対する弁済に充てるため、その被担保債権額を限度として当該預金を取り崩すことができ、同表記載の担保権は、管財人が当該担保権者に預金の取り崩しを通知したときに弁済に充てた金額の範囲で消滅する。この場合、当該担保権者は速やかに当該担保権の目的たる預金返還請求権に係る預金証書等を管財人に返還するなど、担保権の解除に必要な手続を行う。

２　存続しない担保権（別表10「存続しない担保権一覧表（工場財団に係る更生担保権）」）

上記１に掲げる担保権以外の担保権は､更生計画認可決定と同時に消滅する。

第２節　資産処分

管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の資産を弁済資金の調達のために売却等の処分をすることができる。

第３節　登録免許税等の費用負担

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は､更生会社が負担する。

第７章　定款の変更（省略）

第８章　役員の選任等（省略）

第９章　その他の事項

会社更生法167条１項６号及び７号に該当する事項はない。

第10章　争いの落着しない権利に関する措置（省略）

別紙省略

東京地方裁判所民事第８部

平成２０年（ミ）第２１号

長崎県佐世保市光町177番地２

更生会社　辻マリンサービス株式会社

１　決定年月日　平成21年12月31日

２　主文　本件更生計画を認可する。

３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

４　更生計画の要旨

第１章　更生計画案立案までの経緯（省略）

第２章　更生債権等に関する権利の変更と弁済に関する事項

第１節　定義規定

更生計画案における用語の定義は、次のとおりとする。

１　第１回目の一般更生債権弁済日

２回に分けて行われる一般更生債権の弁済日のうち第１回目のものであり、更生計画認可決定確定の日から同確定後６カ月を経過するまでの間において管財人が裁判所の許可を得て指定する日をいう。

２　第２回目の一般更生債権弁済日

２回に分けて行われる一般更生債権の弁済日のうち第２回目のものであり、更生会社の解散後の清算事務年度において、管財人が裁判所の許可を得て指定する日をいう。

第２節　更生担保権の権利の変更と弁済方法

リースに係る更生担保権

⑴　確定更生担保権

（確定更生担保権）　442,606円

（債権者数）　１名

⑵　権利の変更及び弁済方法

別表４記載のリースに係る更生担保権は、同表記載のとおり、確定更生担保権額の全額を更生計画認可決定確定後６カ月以内に、一括弁済する。

第３節　優先的更生債権の権利の変更と納付方法

公租公課

⑴　確定更生債権

（届出債権）

13,173,212円及び額未定

（債権者数）　６名

（内訳）

①　本税等　13,118,612円

②　更生手続開始決定日前日までの延滞金等及び更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等

54,600円及び額未定

③　更生手続開始決定日以後同日から起算して１年を経過する日まで及び更生計画認可決定日以後完納日までの各延滞金等　額未定

⑵　権利の変更及び納付方法

①　別表５記載の公租公課のうち、上記⑴③の部分については、その全額につき免除を受ける。

②　別表５記載の公租公課のうち、上記⑴②の部分については、更生計画認可までに債権者に免除の同意を求めるものとし、債権者から免除の同意が得られた場合には、更生計画認可決定時に、その全額につき免除を受けるものとし、更生計画認可決定確定後３カ月以内に上記⑴①に対応する部分の債権を一括納付する。

③　上記②により、上記⑴②の部分について免除を受けることができなかった場合には、別表５記載の公租公課のうち上記⑴①に記載する本税等並びに上記⑴②に記載する更生手続開始決定日前日までの延滞金等及び更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等のうち免除を受けられなかった部分について、更生計画認可決定確定後３カ月以内に一括納付する。

第４節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

１　確定債権

（確定更生債権）　903,958,610円

（債権者数）　15名

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　別表６の一般更生債権については、原則として２回に分けて弁済する。

⑵①　辻産業を除く確定更生債権

当該確定更生債権については、その確定更生債権額のうち50万円以下の部分の全額と確定更生債権額のうち50万円を超える部分の金額に95％を乗じた金額との合計額を第１回目の一般更生債権弁済日に一括弁済し、さらに、更生会社が保有する現預金、資産の売得金又は売掛金等の回収金から、共益債権の支払を含めた更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用等